九条第一項若しくは第十条第一項」及び「、四半期報告書」を削り、同条第六号中「第二十五条第一項第五号及び第九号」を「第二十五条第一項第四号及び第七号」に改める。

第二百条の三第一項中「第百八十五条第二項又は第百八十五条第四項又は第百八十五条の四第四項」を「第百八十五条第三項」に改める。

第二百五条第十二号を次のように改める。

十二　第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第二百五条第十三号中「第四十二条の七第三項」を「第四十二条の七第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三の二　第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第二百五条第二十号中「第百六十五条の二第十五項」を「第百六十五条の二第十六項」に改める。

第二百五条の二の三第三号中「第三十六条の二第一項」及び「第六十六条の八第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第三十六条の二第二項」を「第三十六条の二第三項」に、「第六十六条の八第二項」を「第六十六条の八第三項」に改める。

第二百五条の三第四号中「第百八十五条第二項又は第百八十五条の四第三項」を「第百八十五条第四項又は第百八十五条の四第四項」に改める。

第二百八条第六号中「書面の交付をしなかつた」を「これらの規定に規定する情報を提供しなかつた」に改める。

第二百九条第三号中「第二十四条の四の八第一項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第二十四条の四の八第二項及び」を削り、同条第四号中「第二十四条の四の八第一項若しくは」を削り、「これらの規定を第二十七条」を「（第二十七条」に改め、「第二十四条の四の八第二項若しくは」を削り、同条第五号中「第二十五条第一項第五号及び第九号」を「第二十五条第一項第四号及び第七号」に改める。

附則第三条の二及び第三条の三第四項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第二条　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

目次中「第八十四条」を「第八十一条」に、「第四章　罰則（第八十五条―第百二条）」を「第四章　第一章（第二条―第八十五条）
第五章　第二節　金融経済教育推進機構（第八十六条―第九十三条）
第六章　第三節　設立（第九十四条―第九十七条）
第　四節　運営委員会（第九十八条―第百六条）
第　五節　役員等（第百七条―第百十八条）
第　六節　業務（第百十九条―第百二十二条）
第　七節　財務及び会計（第百二十三条―第百二十九条）
第　八節　監督（第百三十条・第百三十一条）
雑則（第百三十二条―第百三十五条）
罰則（第百三十六条―第百三十九条）
（第百四十条―第百六十一条）」

に、「第五章」を「第七章」に、「第百三条―第百五条」を「第百六十二条―第百六十四条」に改める。

第一条中「、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任」を削り、「とともに」を「こと」に改め、「確保すること」の下に「並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等」を、「保護」の下に「及び金融サービスの利用環境の整備等」を加える。

第二条に次の一項を加える。

6　この法律において「資産形成」とは、金銭、有価証券その他の金融資産の運用により、資産を形成することをいう。

第三条第三項中「第四章」を「第六章」に改める。

第十条第一項中「第九十七条」を「第百五十四条」に改める。

第十一条第一項中「及び次章」を「、第五章及び第六章」に改め、同条第四項中「この章」を「この章及び第百三十七条第二項第三号」に改め、同条第六項中「次章」を「第六章」に改め、同条第七項中「及び次章」を「、第五章及び第六章」に改め、同条第九項及び第十二項中「次章」を「第六章」に改める。

第十八条第二項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二十二条第五項中「第九十一条第一号」を「第百四十七条第一号」に改める。

第二十九条の表第五十二条の四十四第二項の項及び第五十二条の四十五第四号の項、第三十条の表第二百九十三条の項及び第二百九十四条第一項の項、第三十一条第一項の表第三十八条の二の項、同条第二項の表第三十四条の項、第三十七条の三第一項の項、第三十七条の三第一項第一号の項及び第三十九条第四項の項並びに第三十二条の表第十二条の六第一号の項、第十五条第一項第一号の項、第十五条第二項の項及び第十九条の二の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第四十条第二号中「第九十二条第六号」を「第百四十八条第六号」に改める。

第六十二条第八項中「いう」の下に「。第百二十五条第四項及び第五項において同じ」を加える。

第七十五条第二項中「第八十八条第七号」を「第百四十三条第七号」に改める。

第七十七条の表第六十四条第三項の項から第六十四条の二第一項第一号の項まで、第六十四条の四の項から第六十四条の五第一項第二号の項まで及び第六十四条の六第二号の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第七十八条第一項中「第九十九条」を「第百五十六条」に改める。

第八十二条から第八十四条までを削る。

第百五条中「第八十八条第四号」を「第百四十三条第四号」に改め、同条を第百六十四条とする。